介舎の業第年を

五月に賢良文學の士にたいして策問をなしたことが記されその概略は、漢書武帝紀に建元元年冬十一月及び元光元年でに建元元年・建元五年・元光元年の三説が鼎立している。は、從來から種々論じられてきたところであつて、これま雄仲舒が賢良として武帝の策問に應じた 年代に ついて

う一度再檢討を試みようとするのがこの小論の意圖すると をして現在は建元元年説がもつとも廣く支持されているようである。しかし一方元光元年を支持する論もだされ、またさらに建元五年説を主張する者もあらわれるに至つた。 そして現在は建元元年説がもつとも廣く支持されているようである。しかし建元元年説がもつとも廣く支持されているようである。しかし建元元年説がもつとも廣く支持されているようである。しかし建元元年説が高い治療を吟味しながら、もの記載が、元光元年の條の「五月詔賢良曰云云。」の後に「於

ころである。

の彼の傳を見ることにする。 先ず史記儒林傳及び漢書董仲舒傳によつて、武帝卽位後

金

子

彰

男

史記儒林傳

天子。--中略--於是下董仲舒吏、當死、詔赦之。炎異之記、是時遼東高廟災。主父偃疾之、取其書、奏之炎異之記、是時遼東高廟災。主父偃疾之、取其書、奏之

漢書董仲 俘傳

於是下仲舒吏、當死、詔赦之。 未上、主父偃侯仲舒私見嫉之、竊其書而奏焉。——中略— 未上、主父偃侯仲舒私見嫉之、竊其書而奏焉。——中略— 先是遼東高廟長陵高園殿災。仲舒居家、推說其意、草菜對策畢、天子以仲舒爲江都相、——中略—、中廢爲中太夫。

これに依れば董仲舒の傳は、

と解される。一方漢書においては史記の「是時」の二字をが江都の相を廢されて中太夫であつた時のできごとである記においては建元六年の遼東高廟長陵高園の災は、董仲舒記においては建元六年の遼東高廟長陵高園の災は、董仲舒となる。しかし史記と漢書とでは微妙な記載の相違があり、契

てなされたとしているのであるが、 書によれば建元六年以降のやや時を經たのちに書れたと考 えられる。しかして兩傳共に災異記の上奏は主父偃によつ 記が書かれたのは、史記によれば建元六年と推定され、 件として記しているように解されるのである。また災異の なる以前のこと、 、先是」に改めており、 さらには江都の相に任ぜられる以前の事 建元六年の災は董仲舒が中太夫に 主父偃が武帝に任用さ 臒

的にずれのあることは、すでに錢大昕が、

れたのは元光元年以降のことであり、

按主父偃傳、 計其年月、似不相應 元光元年西入關 而高廟高園災乃在建元六 (錢大昕廿二史)

「先是」と改めたものであり、 と指摘しているところである。 右のことからすると、班固は史記の「是時」を意識的に それは漢仲舒の 對策年代に

諸説の論據を吟味することにする。 (3)

ついて一つの見解を有していたためと考えられる。

次に先

建元元年說

先ず諸説を概觀し、次にこれに検討を加えることとする。

継史記・蘇興森教整・重澤俊郎研究 継史記・蘇興森教整・重澤俊郎董仲舒・道鑑・王楙 叢書建元元年説を採る者には、司馬光 資鑑・王楙 野客 · 王琳 野客 である。 ・梁玉

その論據として次の如きものがあげられてい 公孫弘の傳には彼の對策について、 る。

> 天子擢弘對、 爲第

と記されており、 孝武之時、 詔百官對策、 且つ論衡佚文篇に、 董仲舒文最善。

りであつて、建元元年とすべきである。 策問に應じたとは考えられず、 とあるによれば、 董仲舒と公孫弘の兩者が時を同じくし 武帝紀元光元年の記載は誤

(中漢書に

葙

と言い、史記に、 對策畢、天子以仲舒爲江都

史記の記述には時間

今上卽位、爲江都相

と述べてあるところから、 對策の時期は必ず武帝の初年に

在るを要する。

が漢書楚元王傳劉向の條に、

蒙不誅、復太中太夫・膠西相、以老病莬歸 又董仲舒坐私爲災異書、 主父偃取之下吏、 罪至不道、 幸

からすれば、 て、對策のこと及び江都の相のことに言及していないこと とあり、吏に下され、 對策は建元元年になされたと考えられる。 のち太中太夫、廖西相となると言つ

茂材孝廉、皆自仲舒發之。

及仲舒對策、 白董仲舒傳に、

推明孔氏、

抑

黜百家、

立學校之官、

州郡

とあり、 これを武帝紀に徴すると、

建元五年春、

置左經博士、

(20)

元光元年冬十一月、 初令郡 國學孝康

である。 て、 時の御史太夫趙綰 年である。 0) 元元年説の根據となさんとしているようであるが、これ 考えられ、 注3 をも董仲舒の對策によるものとなし、これをもつて建 載が 「立學校之官」「州郡擧茂材孝廉」と相應ずると なほ重澤氏は 對策がなされ 郎中 -令王臧 建元元年七月の たのは元光元年以前 の建議によるもの 「明堂を立つる 卽ち建元元 ·C. あ

元光元 年 說

如くである。 元光元年説を採る者に は洪邁齊騫 がしい る。 その論據は次の

(代武帝紀建元元年冬十月の條に、

丞相綰奏、 請皆罷、 所舉賢良、 奏可。 或治申商韓非蘇秦張儀之言、 亂國

とあること、 漢書莊助の 傳に、

たとは考えられないこと。 とあり、 郡學賢良對策百餘人、 この二つのことから仲舒が建元元年に策問に 武帝善 助 對 **繇是獨耀** 為中 太夫。

(口) 武 今朕親耕籍田 帝 これ 勤 勞、 策問 は 即位始年の詔とは考えられないこと。 恤孤獨、 以爲農先、 盡思極神功烈休德、 勸孝弟、 崇有德、 未始云獲 使者冠蓋相

也。

0)

中に、

()董仲舒は 策文中

至德昭 太平之致也 施于方外、 夜郞康居、 殊力萬里說德歸誼、

此

•

されたのは建元六年以降でなければならな の進出は建元六年である。 と述べているが、 西 一南夷傳 このことからすれ 司 馬 相 如傳等に よれ ば ば 夜郎 がな

(3)建元五年說

建元五年説を採るものには狩野

道喜

· 斉召南

の諸氏

があ

る。 には言及してい じく五年とする、 狩野氏は單に ない。斉召南の論據は、 「仲舒の對策の年が明らかで たことを指す、五絶傳士を置い、 しと言うに止り、 策文に、 ts. (·) そ 0) 今同 論

今臨政而願 治七年餘歲矣。

ところから、 とあり、 たと思われるか えられ、 る。 漢初から計算すれば、 而して五經博士を置いたのは董仲舒の對策によつ 對策がなされたの 5 ここに下限を切り、 は建元三年 建元三年が七十年に當 定めて建元六年と 以 降 であると考 たる

る。 方を否定することができれば自動的に他方が證明されると の二囘のみ と建元五年説を主張する者との間には 前 それは前者は對策がなされたのは建 述した三説中、 という前提のもとに論 建元元年及び元光元年説を採る者 がなされており、 一つの 元元年と元光 相違が見られ 專 の論 范 年

以下この事を考慮しながら各説に檢討を加えて行くことにずしも二囘に限定すべきではないとしていることである。する立場で立論されており、後者は對策がなされたのは必

(1) 建元元年説について、

料とは けという限定があつてはじめて可能となるのであつて、 を證する資料となり得るのは、 考えられる。 矛盾は生ぜず、元光元年に對策がなされたことの否定の資 連を考えるならば、 と言うことはできないであろう。〇の説は、 と續いているのであるから、 證することはできない。 が景帝の時博士になつたことを記した後に、 のであり、これをもつて建元元年に對策がなされたことを は、 うことと矛盾は生じない。且つ公孫弘の對策年代につい 言うものであつて、公孫弘の對策文が第一位となつたと言 「武帝の 们の説は 史記・襲書の彼の傳では元光五年のこととなしておる なり得ない。 一論 時 しかしこれが建元元年に對策がなされたこと 0) 對策文の中で董仲舒のものが最もよい」と 衡一の文を曲解したものである。 白の説は一應理のあるところであると 假りに元光元年に對策したとしても、 凹の説は、 これをもつて卽位初年である 對策がなされたのは 史記の記述が、董仲舒 武帝即位云云 主父偃との 卽ち文意 一回だ 關 7

> ると考えられる記述が見られる。 には明らかに建元元年に對策がなされたと言う說を否定 味で認められるに過ぎないといい得るであろう。 極的な論據は全く無く、 至武帝即位、 以上のことから、 進用英雋、 對策が建元元年になされたことを示 議立明堂制禮服、 ただわずかに日論 その一は、 以興太平、 禮樂志に、 が消極的な意 一方漢書 會

のこととなるであろう。その二は董仲舒傳に、「大学である」、明堂を立てることの議は秋七月であり、趙綰・王分である。また建元元年の賢良對策がなされたのは冬十月記載されている三つの策文の內の第一に當たるものの一部述べ、策文を引用しているのであるが、それは董仲舒傳に

と言う文がある。ここに「其事又廢、

策文—是時上方征討四夷、

不暇留意禮文之事。

後董仲舒對策言」と

赞太后好黃老言不說儒術、

其事又廢、

後董仲舒對策言、

る。其の三は、漢書百官公卿表及び史記・漢書の鄭當時のことからして、對策は建元元年以降になされたと考えられ年六月から元光四年三月の間丞相に任ぜられている。この元年六月から二年十月の間であり、武安侯(田蚡)は建元六とあり、而して其魏侯(竇嬰)が丞相の任にあつたのは建元

推明孔氏、

抑黜百家、

云云。

自武帝初立、其魏武安侯爲相

而隆儒矣。

及董仲舒對策

資料であるに止まる。

限定が無かつたならば、

単に

元光元年説を否定する

傳に依れば、

鄭當時は建元四年に江都相から遷つて右內史

説は否定さるべきであろう。 七十年が建元三年にあたること等から考えると、 所である。もし假りに董仲舒が建元元年に對策し、 記の に任ぜられていたとするならば、 つたはずである。以上の三點、 ているはずであり、 となつている。 「是時」を「先是」に改めていたことはすでに述べた 建元六年の災についての記述が、 獲書が史記の記載を改める必要はなか 及び斉召南の指摘している 四年以前に中太夫となつ 建元元年 漢書は 江 部相 史

(2) 元光元年説について、

が西域 建元五年の が言う如く元光元年の郡國から孝廉各一人を擧げたこと。 はゆかないことになる。 があると考えられ、これを資料として年代を決めるわけに 三年以降のことである。このことからすれば、策文に誤り められるにしても、康居についての知識を得るの がある。 りえない。八の論には りえても、 とはできない。回の論も建元元年説を否定する資料に (3)と考えられ **化の論は、これをもつて元光元年であることを證するこ** 建元五年説について、 から歸國した後と考えられ、 即ち夜郎については一應建元六年のこととして認 五經博士を置い 積極的に元光元年であることを示す資料とはな るから、 元光元年 「夜郎康居云云」について疑問 また建元元年説、 たことは董仲舒の 説も否定されねばならぬ。 更に時代が下つて元朔 五年説を採る者 建議にまつも は、 張騫 はな の點

ところであろうが、しかし、漢書嚴助傳に、行つたことは記載されておらず、その點少しく問題になる説はもつとも妥當であると思われる。ただ武帝紀に對策を設ねもつとも妥當であると思われる。ただ武帝紀に對策を

婁擧賢良文學之士。 是時征伐四夷、開置邊郡、軍旅數發內改制度、朝廷多事

とあるに依れば、必ずしも否定さるべきではなかろう。

(E)

に限定されるべきでないこと。
(1)對策による人材登庸は建元元年・元光元年の二囘のみ來たのであるが、これから次の如き結論が得られる。來とのであるが、これから次の如き結論が得られる。

年當初に至るまでの間と考えられるのである。右の三點から董仲舒が策問に應じた時期は建元四年から五名の三點から董仲舒が策問に應じた時期は建元四年から五名の鄭常時との關係から、對策は建元四年以降であること。

力である」。(漢の武帝)と述べている。て皇帝親臨の登庸試験に應じたからであるとする説が學者の間に有俗が、武帝の知遇を得たのは、やはりこの年の被推薦者の一人とし捨1、例えば、吉川幸次郞氏は「當時第一の大儒といわれる董仲

注3、漢書武帝記・建元元年・二年の條、禮樂志、儒林傳、參照。主父偃傳によつて元光元年とする。主父偃傳によつて元光元年とする。須鑑)梁玉繩(史記志疑)等の主張する所であるが、今史記、漢書の父偃上疏の年を元朔元年と考えるのがそれであつて、司馬光(資治注2、主父偃が武帝に任用された年代には異論が存する。卽ち主注2、主父偃が武帝に任用された年代には異論が存する。卽ち主

(大學院修士課程)